

大阪府道路公社に対する出資金の未償還

担当課：都市整備部交通道路室

事務事業の概要					検出事項	監査の結果																																					
<p>1 事業概要</p> <p>大阪府道路公社（以下「公社」という。）は、道路整備特別措置法に基づき、府議会の議決、道路管理者である大阪府知事の同意及び国土交通大臣の許可を得た有料道路事業許可に基づき、有料道路事業を実施しており、30年もしくは40年の料金徴収期間における収入によって、道路建設資金（借入金及び出資金）を償還するものである（借入金については、大阪府が債務保証を行っている）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源</th> <th rowspan="2">料金徴収期間 (満了年月)</th> </tr> <tr> <th>大阪府出資金</th> <th>借入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥飼仁和寺大橋</td> <td>102億円</td> <td>20億円</td> <td>82億円</td> <td>30年 (平成29年2月)</td> </tr> <tr> <td>堺 泉 北</td> <td>208億円</td> <td>66億円</td> <td>142億円</td> <td>40年 (平成43年3月)</td> </tr> <tr> <td>第 二 阪 奈</td> <td>1,242億円</td> <td>423億円</td> <td>819億円</td> <td>30年 (平成39年4月)</td> </tr> <tr> <td>南 阪 奈</td> <td>647億円</td> <td>226億円</td> <td>421億円</td> <td>40年 (平成56年3月)</td> </tr> <tr> <td>箕 面</td> <td>500億円</td> <td>175億円</td> <td>325億円</td> <td>40年 (平成59年5月)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,699億円</td> <td>911億円</td> <td>1,788億円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					路線名	事業費	財源		料金徴収期間 (満了年月)	大阪府出資金	借入金	鳥飼仁和寺大橋	102億円	20億円	82億円	30年 (平成29年2月)	堺 泉 北	208億円	66億円	142億円	40年 (平成43年3月)	第 二 阪 奈	1,242億円	423億円	819億円	30年 (平成39年4月)	南 阪 奈	647億円	226億円	421億円	40年 (平成56年3月)	箕 面	500億円	175億円	325億円	40年 (平成59年5月)	合 計	2,699億円	911億円	1,788億円	—	<p>1 有料道路事業許可に基づき、借入金だけでなく、出資金についても各路線別の収支差により償還する計画となっているが、借入に対する債務保証の履行が生じないよう借入金を優先的に返済する結果、出資金911億円のうち907億円が未償還となる見込みとなっている。</p> <p>中期経営計画の巻末に「参考資料」として掲載した「大阪府道路公社管理道路の収支見通し」において、「料金徴収期間満了時の未償還額」を記載しているが、路線ごとの出資金と借入金の償還の見通しや借入金を優先的に償還する方針については記載されていない。</p> <p>また、出資金907億円が未償還となることについて、出資者である大阪府の対応が明らかにされていない。</p> <p>2 料金徴収期間満了が平成29年2月に迫っている鳥飼仁和寺大橋有料道路について、料金徴収期間の延長をどうかの方針決定がなされていない。</p> <p>仮に、延長しない場合、平成29年2月に出資金20億円の未償還が確定するが、現在まで、公社と大阪府において、その取扱いについての考え方が整理されていない。</p> <p>3 「料金プール制」の導入を国に要望しているが、導入された場合の収支や建設資金の償還にかかるシミュレーションが行われていない。</p>	<p><b>【改善を求めるもの（意見）】</b></p> <p>1 道路建設資金の未償還見込み額について路線別に詳細な内訳を公表するとともに、本来償還されるべき出資金が未償還となることの府民への説明責任を果たし、適切に対応されたい。</p> <p>2 鳥飼仁和寺大橋有料道路について、料金徴収期間の延長をどうか、早急に方針を決定し、延長しない場合は、その理由、未償還となる見込みの出資金の額及び公社と大阪府におけるその取扱い、さらに、大阪府の財政上の影響などを整理の上、府民への説明責任を果たされたい。</p> <p>3 「料金プール制」の導入が公社の収支及び道路建設資金の償還にどのように寄与するのかについて、シミュレーションにより明らかにされたい。</p>
路線名	事業費	財源		料金徴収期間 (満了年月)																																							
		大阪府出資金	借入金																																								
鳥飼仁和寺大橋	102億円	20億円	82億円	30年 (平成29年2月)																																							
堺 泉 北	208億円	66億円	142億円	40年 (平成43年3月)																																							
第 二 阪 奈	1,242億円	423億円	819億円	30年 (平成39年4月)																																							
南 阪 奈	647億円	226億円	421億円	40年 (平成56年3月)																																							
箕 面	500億円	175億円	325億円	40年 (平成59年5月)																																							
合 計	2,699億円	911億円	1,788億円	—																																							
<p>2 公社の借入金及び出資金の償還見通し</p> <p>(1) 道路建設資金の償還のためには、収入増加及び維持管理費の縮減が重要であるとして、交通道路室の指導のもと、公社は、平成19年4月と平成22年3月に「道路公社の経営とその将来見通し」を策定するとともに、平成22年度から3年ごとに「経営改善方針（中期経営計画）」（以下「中期経営計画」という。）を策定している。</p> <p>現中期経営計画で示されている路線ごとの料金徴収期間満了時点における建設資金の未償還見込み額は以下のとおりであり、合計907億円の資金の償還が困難な状況となっている。</p> <p><b>【料金徴収期間終了時の建設資金未償還額予想】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">料金徴収期間終了</th> <th colspan="2">建設資金未償還額</th> <th rowspan="2">未償還合計額</th> </tr> <tr> <th>大阪府出資金</th> <th>借入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥飼仁和寺大橋</td> <td>平成29年2月</td> <td>20億円</td> <td>29億円</td> <td>50億円</td> </tr> <tr> <td>堺 泉 北</td> <td>平成43年3月 ※1</td> <td>△62億円</td> <td>※2</td> <td>△62億円</td> </tr> <tr> <td>第 二 阪 奈</td> <td>平成39年4月</td> <td>383億円</td> <td>—</td> <td>383億円</td> </tr> <tr> <td>南 阪 奈</td> <td>平成56年3月</td> <td>226億円</td> <td>97億円</td> <td>323億円</td> </tr> <tr> <td>箕 面</td> <td>平成59年5月</td> <td>175億円</td> <td>38億円</td> <td>213億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>804億円</td> <td>102億円</td> <td>907億円</td> </tr> </tbody> </table>					路線名	料金徴収期間終了	建設資金未償還額		未償還合計額	大阪府出資金	借入金	鳥飼仁和寺大橋	平成29年2月	20億円	29億円	50億円	堺 泉 北	平成43年3月 ※1	△62億円	※2	△62億円	第 二 阪 奈	平成39年4月	383億円	—	383億円	南 阪 奈	平成56年3月	226億円	97億円	323億円	箕 面	平成59年5月	175億円	38億円	213億円	合 計		804億円	102億円	907億円		
路線名	料金徴収期間終了	建設資金未償還額		未償還合計額																																							
		大阪府出資金	借入金																																								
鳥飼仁和寺大橋	平成29年2月	20億円	29億円	50億円																																							
堺 泉 北	平成43年3月 ※1	△62億円	※2	△62億円																																							
第 二 阪 奈	平成39年4月	383億円	—	383億円																																							
南 阪 奈	平成56年3月	226億円	97億円	323億円																																							
箕 面	平成59年5月	175億円	38億円	213億円																																							
合 計		804億円	102億円	907億円																																							

※1 堺泉北有料道路の料金徴収期間（30年から40年に延長）は平成43年3月までとなっているが、道路建設資金の償還及び道路資産の大阪府への引渡し完了が平成38年度と見込まれており、以後5年間の収支は含まれていない。

※2 将来の損失補填として積上げた損失補填引当金62億円を、他の路線の未償還額の補填に充当することとしている。

(2) 国・大阪府（無利子）及び地方公共団体金融機構（有利子、以下「機構」という。）からの借入金の返済期限は、料金徴収期間（30～40年）よりも短い期間（20年）で設定されていることから、当該借入金返済のため、民間金融機関からの資金（有利子）に借り換えている。

公社は、国の了承を得て公社5路線全体の収支差により生じる資金を出資金ではなく、借入金の返済に優先的に充当することにより、未償還見込み額102億円を、全額返済することとしている。なお、その旨及び経緯について中期経営計画には記載がない。

(3) 借入金の全額返済を優先させることにより、結果として、出資金907億円が未償還となると見込まれている。

### 3 料金徴収期間の延長に向けた取組

有料道路事業許可における料金徴収期間は、最長40年とされている。30年で許可を得た料金徴収期間を40年に延長するためには、30年では建設資金の未償還額が見込まれるものを10年延長により、全額を確実に償還することができる計画の提示が求められる。

(1) 堺泉北有料道路及び箕面有料道路は、既に延長が認められ、収支見通しに反映している。

(2) 第二阪奈有料道路は、40年に延長するよう国と調整することとしており、当該延長が許可された場合の出資金未償還額は271億円減少することとなる。

(3) 鳥飼仁和寺大橋有料道路は、料金徴収期間の延長を想定しておらず、料金徴収期間の延長による収支見通しは示されていない。

### 4 現行制度の改善等に関する取組

道路建設資金全額の償還が非常に厳しいものとなっているため、国等からの借入金返済期間（現行20年）の延長、最長40年に設定されている料金徴収期間のさらなる延長を全国地方道路公社連絡協議会等を通じて、大阪府と公社は国に要望している。

また、公社の5路線の収支を一体として捉え、全路線の料金徴収期間満了まで料金徴収を継続することとなる「料金プール制」の導入を国に要望している。

当該制度の導入が認められれば、例えば、採算性の高い堺泉北有料道路において、現行制度において認められている最長40年という料金徴収期間よりも長期間にわたり料金を徴収することにより、建設資金の償還への効果が期待できる。しかしながら、公社及び大阪府では、「料金プール制」が導入された場合の収支及び建設資金償還に関するシミュレーションを行っていない。

### 【借入金の償還見通し】

単位：億円

	建設当初	H25年度末	H28年度末	H38年度末	H42年度末	H55年度末	H58年度末
国（無利子）	1,313	367	208	-	-	-	-
機構（有利子）	388	80	39	-	-	-	-
大阪府（無利子）	36	35	27	-	-	-	-
民間（有利子）	51	391	471	256	196	2	-
計	1,788	872	745	256	196	2	-

(注) 各路線ごとの借入実施と返済期日は異なるが、借入先別に合計している。時期の設定は、各路線の料金徴収期間満了の年度末とし、第二阪奈有料道路及び箕面有料道路の料金徴収期間満了月は、それぞれ4月及び5月であるが、直前の年度末の借入金残高としている。

### 【出資金の未償還見込み額】

路線名	料金徴収期間終了	建設資金未償還額
		大阪府出資金
鳥飼仁和寺大橋	平成29年2月	20億円
堺泉北	平成43年3月（平成38年3月）	64億円
第二阪奈	平成39年4月	421億円
南阪奈	平成56年3月	227億円
箕面	平成59年5月	175億円
		907億円 ※

※ 当初の出資金総額は911億円であり、堺泉北有料道路及び第二阪奈有料道路の出資金各2億円を除いて、残りは未償還となっている。

### 【第二阪奈有料道路の料金徴収期間を10年延長した場合の出資金未償還額】

路線名	料金徴収期間終了	建設資金未償還額
		大阪府出資金
鳥飼仁和寺大橋	平成29年2月	20億円
堺泉北	平成43年3月（平成38年3月）	58億円
第二阪奈	平成49年4月	156億円
南阪奈	平成56年3月	227億円
箕面	平成59年5月	175億円
		636億円

### 措置の内容

高速道路は、複数の運営主体と料金体系が混在し、ネットワークが効果的・効率的に利用されていないという課題があることから、国は、平成28年4月に、首都圏における料金体系の整理・統一に向けた新たな高速道路料金制度を導入し、近畿圏においても料金体系の一元化を含めた新たな高速道路料金の導入を進めている。大阪府としても、利用者の視点に立った高速道路料金の一元化を目指し、関係自治体とともに働きかけを行うなどの取組を進めてきた。

大阪府道路公社路線のうち高速道路に接続する路線については、阪神圏の高速道路料金体系の一元化にあわせ、高速道路会社への移管を目指しており、平成28年12月16日に国土交通省から示された「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」及び平成28年12月26日に高速道路会社等から示された「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」において、高速道路会社での一元的管理が盛り込まれ、まずは平成30年4月に南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路を西日本高速道路㈱へ移管することが示されたことから、平成29年2月定例会において、関連議案の同意を得るなど、移管に必要な手続を進める。引き続き、残る箕面有料道路及び第二阪奈有料道路についても、早期に高速道路会社へ移管できるよう、国等の関係機関と協議・調整を進める。

鳥飼仁和寺大橋有料道路については、府議会の平成28年9月定例会（後半）において同意を得た上で、料金徴収期間を10年間延長した。今後とも、更なる利用促進による債務の圧縮や、徹底した経営改善について道路公社とともに取り組む。

なお、道路建設資金の未償還見込み額の路線別内訳については、「大阪府道路公社 中期経営計画（平成28年度から平成30年度）」（平成28年3月）の参考資料として公表した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成26年8月6日、事務局：平成26年6月19日から同年7月7日まで）

リース資産の計上の検討

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>北大阪高等職業技術専門校 会計局会計指導課</p>	<p>北大阪高等職業技術専門校（以下「北大阪校」という。）の産業ロボット科や組込みシステム科で訓練用に使用している産業用機械器具（ロボット学習システム、オシロスコープ、ロジックアナライザ等）は、購入により調達した機器（以下「購入機器」という。）と賃貸借契約（長期継続契約）を締結して調達した機器（以下「賃貸借機器」という。）の両方が存在する。</p> <p>実際の機器を視察したところ、賃貸借機器は、購入機器と全く同様に使用されている授業に必要な機器であり、中途解約することを前提としておらず、実質的には大阪府財務諸表作成基準第15条で規定しているファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当すると考えられる。</p> <p>しかしながら、北大阪校では、これらの賃貸借機器については、新公会計制度における貸借対照表のリース資産・リース債務に計上を行わず、賃借料の支出の際に行政コスト計算書の物件費に計上している。</p> <p>これは、北大阪校の賃貸借契約書第18条には発注者の解除権の規定があり、同条第6項では「発注者は、(中略)翌年度以降の発注者の歳出予算において、受注者に支払うべき代金のため予算が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。」、同条第7項では「契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。」としており、また、債務負担行為が設定されていないことから、「大阪府財務諸表作成基準の注解」及び「新公会計制度質疑応答集」に従った会計処理を行っていたことによるものである。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 形式的に長期継続契約による賃貸借物件をリース資産に該当しないとするのではなく、契約の実態に即してファイナンス・リース取引かどうかを判断し、ファイナンス・リース取引に該当する場合は、リース資産に計上する必要がある。 北大阪校は、契約の実態を踏まえ適切に対応されたい。 また、会計局会計指導課（新公会計制度の制度所管課）は、「大阪府財務諸表作成基準の注解」や「新公会計制度質疑応答集」記載の内容等、運用の見直しを検討されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準】</b> (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) リース資産 ファイナンス・リース取引におけるリース資産を計上する。 <b>【大阪府財務諸表作成基準の注解】</b> 第15条 第5号関係 <u>ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するものうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。</u></p> <p><b>【新公会計制度 質疑応答集】</b> 2 歳出関係（支出、建設仮勘定） Q2-2 リース資産とはどのようなものですか。賃貸借物件はすべてリース資産に計上するものですか。 「BSリース資産取得額」には、ファイナンス・リース取引における資産を計上することとなっています。 <u>ファイナンス・リース取引とは、複数年の賃貸借契約を締結するものうち地方自治法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約禁止した契約をいいます。</u> つまり、賃貸借物件の全てをリース資産に計上するわけではありません。特に長期継続契約による賃貸借物件はリース資産に該当しないので注意が必要です。</p> </div>	<p>(措置した機関:会計局会計指導課) 平成27年3月20日及び平成28年3月22日開催の「大阪府新公会計制度アドバイザー会議」における意見を踏まえ、平成27年度決算より、長期継続契約による賃貸借物件のうち、ファイナンス・リース取引に該当するものについては、リース資産及びリース債務として新たに計上する運用の見直しを行った。</p> <p>(措置した機関:北大阪高等職業技術専門校) 平成28年5月16日付けで長期継続契約による賃貸借物件をリース資産として登録を行った。</p>